

教育委員会（第4回）定例会

令和7年4月22日（火）

16:00～

次 第

1 開会

2 議案

- 第11号議案 久留米市いじめ等防止対策委員会規則の一部を改正する規則
- 第12号議案 久留米市スポーツ推進審議会委員の任命について
- 第13号議案 久留米市教育委員会事務専決規程の一部改正の臨時代理について

3 報告事項

- (1) 教育委員会後援事業等に関する報告
- (2) 令和7年度久留米市教育施策要綱について
- (3) 三潞図書館「令和7年度文部科学大臣表彰」について

4 その他

5 今後のスケジュール

6 閉会

第 1 1 号議案

久留米市いじめ等防止対策委員会規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 7 年 4 月 2 2 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市いじめ等防止対策委員会に調査委員会を設置するため、規則の一部を改正しようとするものである。

久留米市いじめ等防止対策委員会規則の一部を改正する規則

久留米市いじめ等防止対策委員会規則（令和5年久留米市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（調査委員会）

第9条 委員会は、重大事態に関する調査を行うため必要があると認めるときは、調査委員会を置くことができる。

2 調査委員会は、委員及び臨時委員のうちから、委員会が指名する者をもって組織する。

3 調査委員会に調査委員長を置き、委員及び臨時委員のうちから、委員会がこれを指名する。

4 調査委員長は、調査委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

5 委員会は、調査委員会の調査結果をもって委員会の調査結果とすることができる。

6 第5条及び前2条の規定は、調査委員会について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

久留米市いじめ等防止対策委員会規則（令和5年久留米市教育委員会規則第8号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○久留米市いじめ等防止対策委員会規則</p> <p>令和5年3月31日 久留米市教育委員会規則第8号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、久留米市附属機関の設置に関する条例（昭和33年久留米市条例第8号）第3条の規定に基づき、久留米市いじめ等防止対策委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、意見を答申するものとする。</p> <p>(1) いじめの防止等のための対策に関すること。</p> <p>(2) いじめの事案に対する必要な支援に関すること。</p> <p>(3) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）に関すること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、いじめの防止等に関し必要な事項</p> <p>（組織）</p>	<p>○久留米市いじめ等防止対策委員会規則</p> <p>令和5年3月31日 久留米市教育委員会規則第8号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、久留米市附属機関の設置に関する条例（昭和33年久留米市条例第8号）第3条の規定に基づき、久留米市いじめ等防止対策委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、意見を答申するものとする。</p> <p>(1) いじめの防止等のための対策に関すること。</p> <p>(2) いじめの事案に対する必要な支援に関すること。</p> <p>(3) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）に関すること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、いじめの防止等に関し必要な事項</p> <p>（組織）</p>

<p>第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、重大事態の調査をするため、必要があるときは、臨時委員を委嘱し、又は任命することができる。</p> <p>(委員)</p> <p>第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 弁護士</p> <p>(2) 学識経験者</p> <p>(3) 精神保健福祉士</p> <p>(4) 公認心理士又は臨床心理士</p> <p>(5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認めるもの</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 重大事態に関する調査等を行うに当たって、委員が当該事案の関係者と利害関係を有する場合等については、当該委員に代えて前条第2項の規定により臨時委員を委嘱し、又は任命するものとする。</p> <p>(調査補助員)</p> <p>第5条 委員会は、重大事態に関する調査を補助させるために必要があるときは、調査補助員を置くことができる。</p> <p>2 調査補助員は、重大事態に関し利害関係を有せず、委員会が適当と認められた者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p>	<p>第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、重大事態の調査をするため、必要があるときは、臨時委員を委嘱し、又は任命することができる。</p> <p>(委員)</p> <p>第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 弁護士</p> <p>(2) 学識経験者</p> <p>(3) 精神保健福祉士</p> <p>(4) 公認心理士又は臨床心理士</p> <p>(5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認めるもの</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 重大事態に関する調査等を行うに当たって、委員が当該事案の関係者と利害関係を有する場合等については、当該委員に代えて前条第2項の規定により臨時委員を委嘱し、又は任命するものとする。</p> <p>(調査補助員)</p> <p>第5条 委員会は、重大事態に関する調査を補助させるために必要があるときは、調査補助員を置くことができる。</p> <p>2 調査補助員は、重大事態に関し利害関係を有せず、委員会が適当と認められた者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p>
--	--

<p>3 調査補助員は、委員会の指示により調査を補助し、又はその結果を委員会に報告するものとする。</p> <p>4 調査補助員の任期は、委嘱し、又は任命した日から委員会が指示した調査補助の業務が終了する日までとする。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。</p> <p>2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。</p> <p>3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、及び会議の議長となる。</p> <p>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、教育委員会が招集する。</p> <p>2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 委員長は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者に会議への出席を求め、意見及び助言を求めることができる。</p> <p>(映像等の送受信による通話の方法による会議)</p>	<p>3 調査補助員は、委員会の指示により調査を補助し、又はその結果を委員会に報告するものとする。</p> <p>4 調査補助員の任期は、委嘱し、又は任命した日から委員会が指示した調査補助の業務が終了する日までとする。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。</p> <p>2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。</p> <p>3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、及び会議の議長となる。</p> <p>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、教育委員会が招集する。</p> <p>2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 委員長は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者に会議への出席を求め、意見及び助言を求めることができる。</p> <p>(映像等の送受信による通話の方法による会議)</p>
<p>3 調査補助員は、委員会の指示により調査を補助し、又はその結果を委員会に報告するものとする。</p> <p>4 調査補助員の任期は、委嘱し、又は任命した日から委員会が指示した調査補助の業務が終了する日までとする。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。</p> <p>2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。</p> <p>3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、及び会議の議長となる。</p> <p>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、教育委員会が招集する。</p> <p>2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 委員長は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者に会議への出席を求め、意見及び助言を求めることができる。</p> <p>(映像等の送受信による通話の方法による会議)</p>	<p>3 調査補助員は、委員会の指示により調査を補助し、又はその結果を委員会に報告するものとする。</p> <p>4 調査補助員の任期は、委嘱し、又は任命した日から委員会が指示した調査補助の業務が終了する日までとする。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。</p> <p>2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。</p> <p>3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、及び会議の議長となる。</p> <p>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、教育委員会が招集する。</p> <p>2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 委員長は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者に会議への出席を求め、意見及び助言を求めることができる。</p> <p>(映像等の送受信による通話の方法による会議)</p>

第8条 委員会は、委員長が必要と認めるときは、各委員が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって、会議を行うことができる。

2 前項の方法によって会議を行う場合には、当該会議に必要な装置が設置された場所であって、委員長が相当と認める場所を指定して行うものとする。

第8条 委員会は、委員長が必要と認めるときは、各委員が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって、会議を行うことができる。

2 前項の方法によって会議を行う場合には、当該会議に必要な装置が設置された場所であって、委員長が相当と認める場所を指定して行うものとする。

(調査委員会)

第9条 委員会は、重大事態に関する調査を行うため必要があると認めるときは、調査委員会を置くことができる。

2 調査委員会は、委員及び臨時委員のうちから、委員会が指名する者をもって組織する。

3 調査委員会に調査委員長を置き、委員及び臨時委員のうちから、委員会がこれを指名する。

4 調査委員長は、調査委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

5 委員会は、調査委員会の調査結果をもって委員会の調査結果とすることができる。

6 第5条及び前2条の規定は、調査委員会について準用する。

(守秘義務)

第9条 委員、臨時委員及び調査補助員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

(守秘義務)

第10条 委員、臨時委員及び調査補助員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

<p>第10条 委員会の庶務は、教育委員会教育部学校教育課において処理する。</p> <p>(補則)</p> <p>第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>第11条 委員会の庶務は、教育委員会教育部学校教育課において処理する。</p> <p>(補則)</p> <p>第12条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>
---	---

第 1 2 号 議 案

久留米市スポーツ推進審議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 4 月 2 2 日

教育長 井 上 謙 介

提 案 理 由

久留米市スポーツ推進審議会委員の辞任に伴い、後任の委員を任命しようとするものである。

久留米市スポーツ推進審議会委員の任命について

久留米市スポーツ推進審議会条例（平成23年久留米市条例第35号）第4条の規定により、下記の者を久留米市スポーツ推進審議会委員に任命する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
関係団体等	いなます 稲益 ひさゆき 久之	(公財)久留米市スポーツ 協会	令和7年5月1日 から 令和7年12月31日 まで

久留米市スポーツ推進審議会委員 新旧対照表

区 分	旧名簿		新名簿 (R7.5.1～)	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
学識経験者	みぎた たかし 右田 孝志	久留米大学人間健康学部 スポーツ医科学科	みぎた たかし 右田 孝志	久留米大学人間健康学部 スポーツ医科学科
	ほり ひでゆき 堀 秀行	前保健医療経営大学		
市議会	くさば きみはる 草場 公晴	久留米市議会	くさば きみはる 草場 公晴	久留米市議会
	やまさき ケブン 山崎 ケブン	久留米市議会	やまさき ケブン 山崎 ケブン	久留米市議会
	さかた みつひろ 坂田 光弘	久留米市議会	さかた みつひろ 坂田 光弘	久留米市議会
学校体育	たなか まきのぶ 田中 雅信	久留米市中学校体育連盟	たなか まきのぶ 田中 雅信	久留米市中学校体育連盟
	あんどう としき 安藤 俊貴	久留米市立竹野小学校	あんどう としき 安藤 俊貴	久留米市立諏訪中学校
関係団体等	たてやま ほつみ 豎山 初美	久留米市バレーボール協会	たてやま ほつみ 豎山 初美	久留米市バレーボール協会
	つかもと みゆき 塚本 深雪	久留米市剣道連盟	つかもと みゆき 塚本 深雪	久留米市剣道連盟
	たなか たかこ 田中 太嘉子	久留米市カヌー協会	たなか たかこ 田中 太嘉子	久留米市カヌー協会
	なかむら ともみ 中村 智美	総合型地域スポーツクラブ	なかむら ともみ 中村 智美	総合型地域スポーツクラブ
	のだ ひでき 野田 秀樹	(公財)久留米市スポーツ 協会	※ いなます ひさゆき 稲益 久之	(公財)久留米市スポーツ 協会
その他市長 が特に必要 と認めた者	いで ひろし 井手 浩	障害者スポーツ指導員	いで ひろし 井手 浩	障害者スポーツ指導員
	たなか きみよ 田中 紀美代	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会	たなか きみよ 田中 紀美代	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会
	こが きみこ 古賀 喜美子	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会	こが きみこ 古賀 喜美子	久留米市スポーツ推進委員 連絡協議会
	まつふじ のりこ 松藤 倫子	健康運動指導士	まつふじ のりこ 松藤 倫子	健康運動指導士
	ひろまつ かずみ 廣松 和美	久留米市市民文化部	ひろまつ かずみ 廣松 和美	久留米市市民文化部

※は新委員

○ **スポーツ基本法**（平成23年6月24日法律第78号）〈抜粋〉

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第31条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

○ **久留米市スポーツ推進審議会条例**（平成23年12月14日久留米市条例第35号）〈抜粋〉

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、本市に久留米市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について教育委員会の諮問に応じ調査審議し、及びこれらの事項に関し教育委員会に建議する。

（1）法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。

（2）前号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

（委員の任命）

第4条 委員は、スポーツに関して優れた見識を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第 1 3 号議案

久留米市教育委員会事務専決規程の一部改正の臨時代理について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 4 月 2 2 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年久留米市条例第 6 号）の改正により休暇の種類が増えたため、及び条文中の用語の整理を行うため、規程の一部を改正しようとするものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 3 9 年久留米市教育委員会規則第 1 2 号）第 3 条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めようとするものである。

久留米市教育委員会事務専決規程の一部改正の臨時代理について

久留米市教育委員会事務専決規程の一部改正について、別紙のとおり教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求める。

久留米市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程

久留米市教育委員会事務専決規程（平成17年久留米市教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「及び高等学校」を「並びに高等学校」に改める。

第6条中「各号」の次に「のいずれか」を加える。

第8条第2項中「関係先」を「、関係先」に改め、同条第3項中「施行期日」を「、施行期日」に改める。

第10条中「代決」を「、代決」に改める。

別表第1第15項中「病気休暇」の次に「及び生理休暇」を加え、同表第19項中「受付」を「受理」に改め、同表第23項中「市能力開発室」を「人材育成室」に改める。

別表第2第5項中「所管換及び所属換」を「所管換え及び所属換え」に改め、同表第7項中「申出書」を「申出」に改める。

別表第3第2項、第13項及び第18項中「及び」を「、」に改め、同表第24項中「及び目的外利用等」を「、目的外利用等」に改め、同表第26項中「に基づく」を「（平成18年久留米市告示第165号）に基づく」に改める。

別表第4学校教育課の項第1項中「、」を「及び」に改め、同表学校保健課の項第5項中「支払い」を「支払」に改める。

別表第6協働推進部の項中「協働推進部人権・同和対策課長」を「人権・同和対策課長」に、「協働推進部コミュニティ課長」を「地域コミュニティ課長」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

久留米市教育委員会事務専決規程（平成17年久留米市教育委員会規程第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○久留米市教育委員会事務専決規程</p> <p>平成17年2月4日 久留米市教育委員会規程第1号</p> <p>（専決事項）</p> <p>第3条 各専決権者が専決できる事項は、次に掲げる事項を除き、別表第1から別表第6までに定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年久留米市公平委員会規則第2号）別表に掲げる教育委員会事務局、学校給食共同調理場、教育センター及び<u>高等学校</u>の校長及び教頭の任免、転補等を行うこと。</p> <p>(5)～(15) 略。</p> <p>（平20教規程2・全改）</p> <p>（重要事項の専決留保）</p> <p>第6条 この規程に定める専決事項であっても、次の各号に該当する場合は、上司の指示を受けなければ専決することができない。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>○久留米市教育委員会事務専決規程</p> <p>平成17年2月4日 久留米市教育委員会規程第1号</p> <p>（専決事項）</p> <p>第3条 各専決権者が専決できる事項は、次に掲げる事項を除き、別表第1から別表第6までに定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年久留米市公平委員会規則第2号）別表に掲げる教育委員会事務局、学校給食共同調理場、教育センター<u>並びに高等学校</u>の校長及び教頭の任免、転補等を行うこと。</p> <p>(5)～(15) 略。</p> <p>（平20教規程2・全改）</p> <p>（重要事項の専決留保）</p> <p>第6条 この規程に定める専決事項であっても、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合は、上司の指示を受けなければ専決することができない。</p> <p>(1)～(6) 略</p>

<p>(合議)</p> <p>第8条 事務所に関する事務のうち、部長以上の決裁を要するものについては主管課長に合議しなければならない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、必要と認められるもの（久留米市事務専決規程（平成17年久留米市規程第4号）の例により合議する場合を含む。）については、関係先に合議しなければならない。</p> <p>3 合議は、施行期日以前に得なければならない。</p> <p>(代決の制限)</p> <p>第10条 前条の規定にかかわらず、専決事項が特に重要又は異例に属すると認められるものについては、代決できない。</p> <p>別表第1（第3条関係） （令2教規程2・全改）</p> <p>人事共通専決事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>専決権者</th> <th>指定合議</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15 年次有給休暇、特別有給休暇、病気休暇の承認</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 部長</td> <td>教育長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>19 旅行命令及び復命の受付</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 部長</td> <td>教育長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事項	専決権者	指定合議	摘要	15 年次有給休暇、特別有給休暇、病気休暇の承認				(1) 部長	教育長			19 旅行命令及び復命の 受付				(1) 部長	教育長			<p>(合議)</p> <p>第8条 事務所に関する事務のうち、部長以上の決裁を要するものについては主管課長に合議しなければならない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、必要と認められるもの（久留米市事務専決規程（平成17年久留米市規程第4号）の例により合議する場合を含む。）については、関係先に合議しなければならない。</p> <p>3 合議は、施行期日以前に得なければならない。</p> <p>(代決の制限)</p> <p>第10条 前条の規定にかかわらず、専決事項が特に重要又は異例に属すると認められるものについては、代決できない。</p> <p>別表第1（第3条関係） （令2教規程2・全改）</p> <p>人事共通専決事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>専決権者</th> <th>指定合議</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15 年次有給休暇、特別有給休暇、病気休暇及び生理休暇の承認</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 部長</td> <td>教育長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>19 旅行命令及び復命の受理</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 部長</td> <td>教育長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事項	専決権者	指定合議	摘要	15 年次有給休暇、特別有給休暇、病気休暇及び 生理休暇 の承認				(1) 部長	教育長			19 旅行命令及び復命の 受理				(1) 部長	教育長		
事項	専決権者	指定合議	摘要																																						
15 年次有給休暇、特別有給休暇、病気休暇の承認																																									
(1) 部長	教育長																																								
19 旅行命令及び復命の 受付																																									
(1) 部長	教育長																																								
事項	専決権者	指定合議	摘要																																						
15 年次有給休暇、特別有給休暇、病気休暇及び 生理休暇 の承認																																									
(1) 部長	教育長																																								
19 旅行命令及び復命の 受理																																									
(1) 部長	教育長																																								

23	研修の実施又は参加の決定（ 市能力開発室 が実施するものを除く。）				
(1)	部長	専決権者	指定合議	摘要	
		教育長			

別表第2（第3条関係）

（令2教規程2・全改）

財務共通専決事項

事項	専決権者	指定合議	摘要
5 公有財産の所管換及び所属換の依頼	次長		
6 公有財産の管理上必要な措置の決定	部長		
7 教育財産の取得及び処分申出書	部長		

別表第3（第3条関係）

（令2教規程2・全改）

事務執行共通専決事項

事項	専決権者	指定合議	摘要
2 規程、庁達及び 事務要領 等の制定改廃			
(1) 規程	教育長		
13 申請、通知、報告及び 届出 等の処理			
(1) 重要なもの	部長		
18 照会、依頼、通知及び 回答 等			
(1) 重要なもの	部長		

23	研修の実施又は参加の決定（ 人材育成室 が実施するものを除く。）				
(1)	部長	専決権者	指定合議	摘要	
		教育長			

別表第2（第3条関係）

（令2教規程2・全改）

財務共通専決事項

事項	専決権者	指定合議	摘要
5 公有財産の 所管換 及び 所属換 の依頼	次長		
6 公有財産の管理上必要な措置の決定	部長		
7 教育財産の取得及び処分申出	部長		

別表第3（第3条関係）

（令2教規程2・全改）

事務執行共通専決事項

事項	専決権者	指定合議	摘要
2 規程、庁達、 事務要領 等の制定改廃			
(1) 規程	教育長		
13 申請、通知、報告、 届出 等の処理			
(1) 重要なもの	部長		
18 照会、依頼、通知、 回答 等			
(1) 重要なもの	部長		

<p>2 4 部に属する個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止請求</p> <p>(1) 請求の受付</p> <p>次長</p>	<p>2 4 部に属する個人情報の開示、訂正、削除、目的外利用等の中止請求</p> <p>(1) 請求の受付</p> <p>次長</p>																														
<p>2 6 部に属する久留米市外部労働者公益通報に関する事務処理要綱に基づく外部通報の処理</p> <p>(1) 通報の受理の決定</p> <p>次長</p>	<p>2 6 部に属する久留米市外部労働者公益通報に関する事務処理要綱(平成18年久留米市告示第165号)に基づく外部通報の処理</p> <p>(1) 通報の受理の決定</p> <p>次長</p>																														
<p>別表第4 (第3条関係)</p> <p>(令2教規程2・全改)</p> <p>固有専決事項</p>	<p>別表第4 (第3条関係)</p> <p>(令2教規程2・全改)</p> <p>固有専決事項</p>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>専決権者</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 校長会、教頭会の開催の決定</td> <td>課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校保健課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 学校災害賠償保険の請求及び支払い</td> <td>部長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事項	専決権者	摘要	学校教育課			1 校長会、 教頭会 の開催の決定	課長		学校保健課			5 学校災害賠償保険の請求及び 支払い	部長		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>専決権者</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 校長会及び教頭会の開催の決定</td> <td>課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校保健課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 学校災害賠償保険の請求及び支払</td> <td>部長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事項	専決権者	摘要	学校教育課			1 校長会及び 教頭会 の開催の決定	課長		学校保健課			5 学校災害賠償保険の請求及び支払	部長	
事項	専決権者	摘要																													
学校教育課																															
1 校長会、 教頭会 の開催の決定	課長																														
学校保健課																															
5 学校災害賠償保険の請求及び 支払い	部長																														
事項	専決権者	摘要																													
学校教育課																															
1 校長会及び 教頭会 の開催の決定	課長																														
学校保健課																															
5 学校災害賠償保険の請求及び支払	部長																														
<p>別表第6 (第12条関係)</p> <p>(平18教規程1・全改、平223教規程2・一部改正)</p> <p>固有専決事項</p>	<p>別表第6 (第12条関係)</p> <p>(平18教規程1・全改、平223教規程2・一部改正)</p> <p>固有専決事項</p>																														

補助執行者（専決権者）	専決範囲	補助執行者（専決権者）	専決範囲
協働推進部		協働推進部	
協働推進部長	別表第3に定める部長等専決事項に該当する事項の範囲	協働推進部長	別表第3に定める部長等専決事項に該当する事項の範囲
人権担当部長	所掌する事務事業における、別表第3に定める部長等専決事項に該当する事項の範囲	人権担当部長	所掌する事務事業における、別表第3に定める部長等専決事項に該当する事項の範囲
協働推進部次長	別表第3に定める次長等専決事項に該当する事項の範囲	協働推進部次長	別表第3に定める次長等専決事項に該当する事項の範囲
協働推進部人権・同 和对策課長	別表第3に定める課長等専決事項に該当する事項の範囲	人権・同和对策課長	別表第3に定める課長等専決事項に該当する事項の範囲
協働推進部コミュニ ティ課長	別表第3に定める課長等専決事項に該当する事項の範囲	地域コミュニテイ課長	別表第3に定める課長等専決事項に該当する事項の範囲

教育委員会後援事業等に関する報告

R7.3.13からR7.4.10受付分まで
※区分の★は新規に申請があったもの

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	令和7年6月7日(土)9:00~13:10	九電グループスポーツフェスタ・ パラスポーツフェスタ2025	九州電力株式会社福岡支店	久留米総合スポーツセン ター	共催	体育スポーツ課
2	令和7年4月29日(火) 予備日:5月11日(日)	令和7年度全軟久留米学童部T ボール大会	全軟久留米学童部	櫛原河川敷ソフト場	後援	体育スポーツ課
3	令和7年6月29日(日)10:00~12:00	水難事故防止講習会 着衣泳教室	株式会社イトマンスポーツ クール	イトマンスイミングスクール 久留米校・久留米東校	後援	体育スポーツ課
4	令和7年5月5日(月) 10:00~15:00	ドッジボール最強小学校決定 戦!!	キッズスポ	久留米アリーナ サブアリーナ	後援	体育スポーツ課
5	令和7年6月7日(土)・7日(日) 9:30~11:15	はじめての体験教室	株式会社イトマンスポーツ クール	イトマンスイミングスクール 久留米 体育館	後援	体育スポーツ課
6	令和7年4月29日(火)・5月3日(土) 8:00~19:15	はじめての体験教室	株式会社イトマンスポーツ クール	イトマニテニススクール久 留米	後援	体育スポーツ課
7	令和7年11月1日(土) 12:00~17:00 令和7年11月2日(日) 8:30~17:00 令和7年11月9日(日) 8:30~16:00	2025年第11回スペシャルオリ ンピック日本九州・沖縄ブロック 大会/第5回夏季地区大会	公益財団法人スペシャルオリ ンピック日本・福岡	グローバルアリーナ 他	後援	体育スポーツ課
8	令和7年4月9日・16日・23日・30日(木) 16:30~17:00	忍者クラブ	株式会社 太陽スポーツクラ ブ	南町運動公園広場	後援	体育スポーツ課
9	令和7年4月7日・14日・28日(月) 17:00~18:30	クロス体育クラブ	株式会社 太陽スポーツクラ ブ	筑後市北部交流センターチ クロス	後援	体育スポーツ課
10	令和7年4月7日・14日・21日・28日(月) ①17:00~18:00 ②14:00~14:50	サッカークラブ	株式会社 太陽スポーツクラ ブ	①正源寺グラウンド ②筑後市北部交流セン ターチクロス	後援	体育スポーツ課
11	①令和7年6月1日(日)12:00~15:00 ②令和7年11月3日(祝月)11:00~12:00	歯の健康フェスタ 高齢者(8020)良い歯の表彰	一般社団法人久留米医師会	①久留米シティプラザ ②久留米歯科医師会館 2階大ホール	後援	学校保健課
12	令和7年5月25日(日)~6月1日(日)	歯・口の健康に関する図画ポス ターコンクール	一般社団法人 大川三瀬歯 科医師会	大川市市民文化センター	後援	学校保健課
13	募集期間: 令和7年6月中旬~9月中旬	西部ガスグループ第30回地球の ことば子どものつぶやき	久留米ガス株式会社	なし	後援	学校教育課
14	応募: 令和7年8月1日(金)~9月3日(水) 表彰式: 令和7年10月11日(土) 作品展: 令和7年9月25日(木)~10月9日 (木) 12:00	小学生(環境・ゴミ・エネルギー問 題)絵画コンクール	久留米商工会議所女性会	表彰式: 久留米商工会館5 階大ホール 作品展: 久留米市役所2階 くるみホール前	後援	学校教育課
15	令和7年4月26日(土)10:00~16:00	石橋文化センター開館記念こども スケッチ大会2025	公益財団法人久留米文化振 興会	石橋文化センター園内	後援	生涯学習推進課
16	令和7年5月11日(日)13:00~16:00	くるめシティープラスの音楽会 vol.24	くるめシティープラス	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
17	令和7年7月19日(土)~令和7年8月20日 (水) 合計11回	2025年 夏「能古島自然教室」	能古島青少年育成協会	福岡県福岡市西区能古 島、 のこのしまアイランドパーク	後援	生涯学習推進課
18	令和7年4月1日(火)~令和8年3月31日(火)	「家庭の日」「オアシス運動」推進 キャンペーン	公益社団法人福岡県青少年 育成県民会議	福岡県ボウリング場協会 加盟ボウリング場	後援	生涯学習推進課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
19	令和7年5月24日(土)～8月31日(日)88日間 開館時間 10:00～17:00(入館は16:30まで) 月曜休館(ただし7月21日、8月11日は開館)	異端の奇才オブズリー展	久留米市美術館	久留米市美術館 (本館2階)	後援	生涯学習推進課
20	令和7年8月1日(金)～8月3日(日)	令和7年度姉妹都市郡山市・久留米市青少年親善交流事業	久留米市子ども会連合会	福島県郡山市	共催	生涯学習推進課
21	令和7年5月17日(土)～6月15日(日) 10:00～17:00 ※ホテル観賞日は21:00まで	石橋文化センター 初夏の花まつり2025	公益財団法人久留米文化振興会	石橋文化センター園内 (久留米市野中町1015)	後援	生涯学習推進課
22	令和7年7月19日(土)～9月28日(日)	にしていっキッズしごと体験スクール2025	西日本鉄道株式会社	西鉄電車、駅、バス、水族館、ラジオ局など	後援	生涯学習推進課
23	令和7年6月26日(木)13:00～15:30	久留米スロヴァキア国立オペラ2025	筑後スロヴァキア・オペラ交流の会	久留米シティプラザ 久留米座	後援	生涯学習推進課
24	令和7年4月29日(火)10:00～16:00	くるめ楽衆国まつり事業 (第7回くるめ楽衆国まつり)	オール久留米で盛り上げ隊 実行委員会	久留米市中心市街地全域	後援	生涯学習推進課
25	令和7年6月18日(水)～6月22日(日) 10:00～14:00	国際公募 第8回国際芸術展	NPO法人日中国際交流センター	久留米市美術館	後援	生涯学習推進課
26	令和7年5月28日(水)～6月1日(日) 10:00～17:00	第51回久留米連合文化会書道部書作家展	久留米連合文化会書道部	久留米市美術館 1階展示室	後援	生涯学習推進課
27	令和7年4月27日(日)・29日(火祝) 10:00～15:30	キッズプログラミング体験&マネー講座	ママラボふくおか	石橋文化会館	後援	生涯学習推進課
28	令和7年5月11日(日)～ 令和8年1月25日(日)毎週日曜日 10:00～12:00	伝統文化囲碁親子教室	日本棋院久留米中央支部囲碁センター碁楽	ソジ胃腸内科医院1階 地域交流センター	後援	生涯学習推進課
29	令和7年4月27日(日)10:00～16:30	2025年度 吹奏楽コンクール課題曲講習会	ブリヂストン吹奏楽団久留米	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
30	令和7年5月4日(日) 14:00開演～16:00終演予定	久留米児童合唱団 第53回定期演奏会	久留米児童合唱団	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
31	令和7年6月22日(日)14:00～16:00	City Winds 久留米市民吹奏楽団(NPO)創立45周年音楽会 Brass Message 2025	特定非営利活動法人シティーウィンズ久留米市民吹奏楽団	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
32	令和7年10月9日(木)14:00～15:30	ムジカ耳納 30周年記念コンサート	音楽家集団「ムジカ耳納」	えるピア久留米 視聴覚ホール	後援	生涯学習推進課
33	令和7年10月26日(日)14:00～16:00	久留米音協合唱団 第53回定期演奏会	久留米音協合唱団	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
34	令和7年5月11日(日)	ココカラ 子育ての家庭を応援する	NPO法人 くるぶら	久留米リサーチパーク	後援	生涯学習推進課

令和7年度久留米市教育施策要綱について

1 教育施策要綱の趣旨

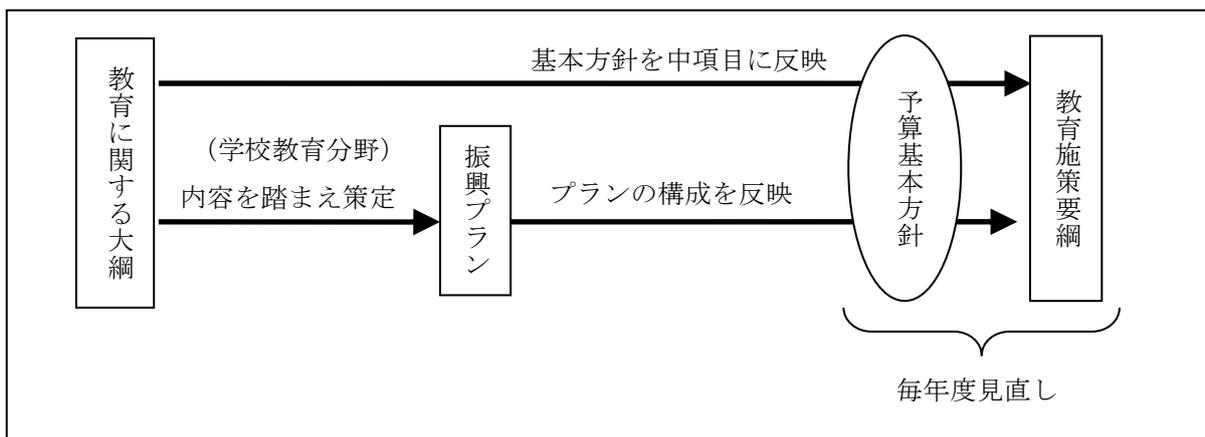
令和7年度の教育行政の推進にあたり、具体的な施策方針である久留米市教育施策要綱を策定するもの。

2 教育施策要綱の構成について

教育に関する大綱及び久留米市教育振興プランに基づき、施策要綱の構成を次のとおりとする。

- ① 施策要綱は、教育に関する大綱の基本方針に沿って、施策を実施するための年度計画として策定する。
- ② 施策要綱の学校教育分野は、教育振興プランの構成を踏まえ、同プランの実施計画として策定する。
- ③ 予算との整合を図るため、教育委員会の事務事業（教育部・市民文化部）に係る予算基本方針をもとに施策を分類する。

施策要綱の位置付けのイメージ



3 教育施策要綱の概要

項目	内容
<p>第1章 教育施策の重点課題と対応方針</p>	<p>総括的な考え方として、教育に関する大綱、及び久留米市教育振興プランに掲げた教育理念と基本方針を踏まえた施策を推進していくものとし、令和7年度の基本方針を記載する。</p>
<p>第2章 教育行政の主要施策の展開</p>	<p>教育に関する大綱の基本方針をもとに、基本方針によって、項目を設定する。</p>
<p>I 「生きる力」を育み、元気と笑顔があふれる子どもを育てる教育 教育振興プランの推進</p> <p>II 生涯学び、活躍できる環境を整え、心豊かな市民生活をおくることが できるまちづくり</p> <p>1 生涯学習・社会教育の推進</p> <p>2 歴史遺産の保存・活用</p> <p>3 スポーツの推進</p> <p>4 市民の自己学習の場としての図書館づくり</p> <p>III 教育施策の重点事業</p> <p>I・IIで記載した事業のうち、特に重点的に推進していく事業について、事業内容や評価方法について記載する。</p>	

4 令和7年度の主な変更点

	ページ	概要
1	12	<p>久留米市奨学金 経済的理由により高等学校等の修学困難な者に対し給付する奨学金について、入学一時金に重点化し、給付対象者及び給付額を拡充する。</p>
2	13	<p>小学校水泳授業民間プール活用事業 安全安心な水泳授業の実施、児童の泳力向上、教職員の負担軽減等を図るため、民間プールを活用した授業を計画的に進める。</p>
3	15	<p>歴史資料保存活用事業 地域の歴史と歴史遺産を後世に伝えていくために、歴史資料の調査・収集と適正な保存管理を行う。 また、六ツ門図書館展示コーナー等での展示を通じて資料の活用を図り、郷土の歴史に関する市民意識の高揚と、地域文化の継承に役立てる。</p>
4	21 22	<p>小学校くるめ学力アップ推進事業 小・中学校学力・生活実態調査事業を見直し、基礎的・基本的な学習内容の習得や学習習慣の定着、学習意欲の向上を図るため、ICTを活用したテストとフォロー学習を一体的に行う学力向上プログラムを実施する。</p>
5	28	<p>日本語支援サポート事業 「外国人等児童生徒サポート事業」から事業名変更 日本語支援が必要な児童生徒が学校生活にできるだけ円滑に適應できるよう、新たに日本語初期集中講座の実施、日本語学習教材アプリの導入、日本語支援コーディネーターの配置を行う。</p>
6	29	<p>教育支援総合対策事業 新たに不登校学習支援サポーターを配置し、ICTを活用して、自宅から対話や学習ができる環境を整備する。 市内中学生、卒業生とその保護者を対象に、新たに定時制通信制高校等説明会を開催する。 保護者の負担軽減を図るために、新たにフリースクールの利用開始にかかる費用の助成を行う。</p>

三潯図書館「令和7年度文部科学大臣表彰」について

1 概要

久留米市立三潯図書館は、令和7年度「子供の読書活動優秀実践図書館文部科学大臣表彰」を受けることになりました。

この賞は、国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深め、子供が積極的に読書活動を行う意欲を高める活動を推進するため、特色ある優れた実践を行っている学校・園、図書館、団体・個人に対して、文部科学大臣から贈られるものです。

2 表彰の内容

三潯図書館は、小中学校との連携強化を図り子供の読書活動を推進するため、学校と図書館の司書職員情報交換会の開催や小学校での「読み聞かせ」「ブックトーク」交流、小中学生の職場体験受入、ゲストティーチャーとして国語科学習へ参加するなど、日頃から学校との顔の見える関係づくりを積極的に推進し、小中学校と協力して取組を行っていることが高く評価されたものです。

3 推薦者

福岡県

4 表彰式

- ・期日：令和7年4月23日（水）
 - ・会場：国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区）
- ※表彰式は、文部科学省、国立青少年教育振興機構主催の「子ども読書の日」記念「子どもの読書活動推進フォーラム」において行われる予定です。

